

契約書（案）

1	件名		市税等コンビニ決済収納代行業務	
2	場所		柏原市安堂町 1-55	
3	契約期間	履行準備期間	始期	契約締結日の翌日
			終期	令和 9 年 3 月 31 日
		履行(収納)期間	始期	令和 9 年 4 月 1 日
			終期	令和 13 年 4 月 30 日
		地方自治法施行令第 167 条の 17 及び柏原市長期継続契約に関する条例第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約		
4	契約金額	初期導入費用		¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
		取扱手数料	基本料金	月額 ¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
			手数料単価	1 件当たり ¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
		各年度の支払予定額	令和 8 年度	¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
			令和 9 年度	¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
			令和 10 年度	¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
			令和 11 年度	¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
			令和 12 年度	¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
			令和 13 年度	¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
5	支払条件		契約代金の支払いについては、以下のとおりとする。 ① 初期導入費用：完了払 ② 取扱手数料（基本料金・手数料単価）：月払い	
6	契約保証金		市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 □第 4 条第 1 項第 号適用 □第 4 条適用外（免除）	

柏原市（以下「甲」という。）、●●（※収納代行事業者名）（以下「乙」という。）、及び別紙の「丙」欄に記載する者（以下「丙」という。）は、甲の市税等の収納事務（以下「収納事務」という。）の委託に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、別紙の表の各行に記載した当事者間において同一内容の契約書を複数作成、調印することに代えて締結するものである。

(収納事務の委託と履行)

第2条 本契約による収納事務の委託は、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付、同法第243条の2第1項に規定する公金事務取扱者への事務委託、並びに地方自治法施行令第158条、地方税法第15条の8その他の関係法令に基づく私人への収納事務の委託のいずれの形態による場合であっても、本契約の各条項が等しく適用されるものとする。

2 甲は、乙及び丙それぞれに、本契約に加えて、市税等コンビニ決済収納代行業務約款（以下「本約款」という。）に基づき収納事務を委託するものとする。

3 乙及び丙はそれぞれ、本契約に加えて、本約款に従い収納事務を履行するものとする。

(契約金額及び支払条件)

第3条 本契約の契約金額及び支払条件は頭書のとおりとする。

(契約期間及び契約保証金)

第4条

1 本契約の契約期間及び契約保証金は頭書のとおりとする。

2 甲は、翌年度以降の予算の議決において本契約上の支払いにあてる金額が削減又は削除されたことにより本契約上の支払いを行うことが不可能となった場合に限り、その旨を直ちに乙及び丙に対し書面にて通知することにより、本契約を更新しないことができるものとする。ただし、甲は、このような事態が相当程度の蓋然性をもって見込まれる状況となった場合は、乙及び丙に対し、可能な限り早期にその可能性を伝えるものとする。

本契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、それぞれ各1通を所持するものとする。又、丙は、別途乙に同意書を提出することを以って、本契約への調印に代えるものとし、乙は丙に対し、本契約締結の事実を、乙及び丙で定めた方法により通知するものとする。

令和8年 月 日

発注者（甲）

大阪府柏原市安堂町 1-55
柏原市
市長 富宅 正浩

印

受注者（乙）

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

(別紙)

契約当事者			履行する約款
甲	乙	丙	
柏 原 市	●●		・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)
			・市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款 (令和9年4月1日適用開始)

(50 音順)

市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款

(当事者)

第1条 本約款における当事者は次のとおりとする。

- 甲 柏原市
- 乙 収納代行事業者
- 丙 コンビニエンスストア本部

(関係法令等の遵守)

第2条 甲、乙及び丙は、関係法令を遵守し、本約款及び「市税等コンビニ決済収納代行業務に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、善良なる管理者の注意をもって誠実に甲の収納事務(以下「収納事務」という。)を履行しなければならない。又、丙は、本約款に基づく収納事務を丙の取扱店(丙の直営店と加盟店を指し、丙とエリアフランチャイズ契約を締結した法人がある場合はその直営店と加盟店を含む。以下同じ。)に対し、本約款を遵守し誠実に収納事務を履行するよう適切に指導監督する。

(収納事務委託契約の締結)

第3条 甲は、収納事務を委託するにあたり、委託する公金の種類、団体名、契約期間、自動更新の有無等を乙あてに届出るものとし、その内容を乙は丙に通知する。

2 乙及び丙は、本約款に従い収納事務を履行する旨を定めた市税等コンビニ決済収納代行業務に係る契約(以下、「本契約」という。)を締結する。なお、丙は、前項により通知を受ける甲の収納事務を本約款に基づき履行することについて、あらかじめ書面で同意することにより、本契約への調印を省略できるものとする。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、令和8年度及び令和9年度の支払予定額の合計額(¥ -)の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(収納事務の内容)

第5条 丙の取扱店が行う収納事務とは、次に掲げるものとする。

- (1) 甲の発行したコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書若しくは納入通知書(以下「納付書」という。)に基づく払込金の収納
- (2) 取扱店において収納された収納金に係る収納情報の丙への伝送
- (3) 前号における収納情報とは、仕様書第2条第4号に定めるとおりとする。

2 丙が行う収納事務とは、次に掲げるものとする。

- (1) 丙の取扱店において収納された収納金の乙への引渡し。なお、丙が収納した全ての収納金を乙に振り込み、それが乙の口座に着金したことにより、丙の収納金引渡しに関する義務は消滅するものとする。
- (2) 丙の取扱店において収納された収納金に係る収納情報の乙への伝送
- (3) 丙の取扱店において収納された収納金に係る収納情報の保存
- (4) 前各号に付随するもので甲、乙及び丙が協議して合意した業務

3 乙が行う収納事務とは、次に掲げるものとする。

- (1) 丙から入金された収納金の取りまとめ、及び甲の指定する金融機関への振込み
- (2) 丙から伝送された収納情報の取りまとめ、及び甲への伝送
- (3) 収納事務に係る甲丙間の連絡等の調整
- (4) 前各号に付随するもので甲、乙及び丙が協議して合意した業務

4 納付者に対する次に掲げる事務は、乙及び丙の受任事務の範囲外とする。

- (1) 収納金の内容についての説明
- (2) 甲が発行するもの以外の収納用紙、請求書、領収書等の発行
- (3) 納付の督促及び収納済の通知

(収納事務内容の変更)

第6条 甲、乙、丙のいずれかにおいて、前条に定める収納事務の内容及び処理方法等を変更する必要が生じたときは、事前に甲、乙及び丙で協議し、書面によりこれを定めるものとする。

(収納事務を行う場所)

第7条 本約款に基づき収納事務を行う場所は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙の収納事務：乙の所在地
- (2) 丙の収納事務：丙の所在地
- (3) 丙の取扱店の収納事務：丙の取扱店の所在地

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙及び丙は、いずれも本約款により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第9条 甲、乙及び丙は、収納事務の履行に際し、直接又は間接に知り得た一切の事項のうち事前又は情報の提供に際し当該情報を提供した者が機密である旨を明示したもの（以下「機密情報」という。）及び本約款の内容について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、収納事務の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならず、又、収納事務の履行以外の目的で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、収納事務の履行に関して次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は機密情報には含まないものとする。

- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
- (2) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (3) 他の全ての当事者から事前に書面により開示を承諾されたもの
- (4) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- (5) 既に適法に保有していたことを証明できるもの

(個人情報の取扱い)

第10条 乙及び丙は、本約款に定めた収納事務の履行における個人情報の取扱いについて、別記1「市税等コンビニ決済収納代行業務における個人情報の取扱いについて」を遵守しなければならない。

2 丙は、取扱店においても前項の規定と同様の取扱いを徹底させることとする。

(商標の使用)

第11条 甲は、納付場所を示す目的に限り、バーコード付き納付書及び広報用媒体に乙及び丙の指定する商標を使用することができる。

2 甲は、乙及び丙の商標が掲載された最終原稿等を乙及び丙に提示し、その使用について乙及び丙の事前承認を得るものとする。又、甲は、乙から預託される乙及び丙の商標の清刷り等を、自ら善良なる管理者の注意を持って保管する義務を負うものとする。

3 乙及び丙は、甲の商標の使用が不適切と判断した場合、甲に対し使用方法の改善又は使用の中止を求めることができる。この場合、甲は、乙及び丙の求めに誠実に対応するものとする。

(検査)

第12条 甲は、収納事務に関する乙又は丙の帳簿、収納情報の取扱い及び管理状況並びにその他の物件について、仕様書の定めに従って、定期及び臨時に報告を求め、あるいは検査を行うことができる。

2 甲は、前項の検査の結果、仕様書に記載された内容と照らし合わせ、収納事務の取扱いが不適正と認められるときは、当該不適正な収納事務を行っている当事者に対して是正を求めることができるものとする。

(履行遅延による損害金)

第13条 乙又は丙が正当な理由なく、第5条第2項第1号又は第5条第3項第1号の履行に遅延した場合、その帰責事由を有する者は、当該遅延日数に応じて、その収納金額に「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額(100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を、遅延損害金として甲に支払わなければならない。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

2 前項の遅延日数の計算に当たっては、第12条の規定に基づき甲が検査を行った場合、その検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(契約の任意解約)

第14条 甲、乙又は丙は、書面により3か月前までに契約終了の日(以下、「解約日」と言う。)を定めて他の当事者に通知することにより、損害賠償その他一切の負担を伴うことなく、本契約を解約できるものとする。

2 前項の規定により解約した場合であっても、乙及び丙は、契約期間内に取扱店において収納した払込金については、当該収納事務の完了まで業務を遂行するものとする。

(契約解除権)

第15条 甲、乙又は丙は、他の当事者が次の各号のいずれかに該当した場合は、相当期間を付して該当した他の当事者に催告し、当該期間を経過してもなお改善されないときには、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 本契約に違反したとき

(2) 本契約の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき

2 甲、乙又は丙は、他の当事者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 支払停止又は支払不能となったとき

(2) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、電子債権記録機関から取引停止処分若しくは支払不能処分等を受けたとき、又は、財産状態が悪化し、そのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき

(4) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき

(5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

(6) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき

3 乙は、第1項各号又は前項各号のいずれかに該当した場合は、当然に期限の利益を失い、甲に対して支払うべき収納金を直ちに振り込むものとする。

4 丙は、第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当した場合は、当然に期限の利益を失い、乙に対して支払うべき収納金を直ちに振り込むものとする。

5 第1項及び第2項の規定により本契約が終了した場合においても、甲、乙又は丙に対する他の当事者の損害賠償の請求は妨げられないものとする。

(反社会的勢力排除に係る解除)

第16条 前条の規定にかかわらず、甲は、乙又は丙のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 反社会的勢力(その名称にかかわらず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいい、反社会的勢力でなくなった時から5年を経過しないものも反社会的勢力とみなす。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 役員等(乙若しくは丙の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、反社会的勢力であると認められるとき。

(3) 反社会的勢力であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 反社会的勢力が、経営を支配し、又は経営若しくは運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(6) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、反社会的勢力が経営を支配し、又は経営若しくは運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により本契約が解除された場合について準用する。

(反社会的勢力からの不当介入の排除)

第17条 乙及び丙は、本契約の履行に当たり、反社会的勢力から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(再委託の制限)

第18条 乙及び丙は、第三者に対し、本約款に定める収納事務を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 前項の定めにかかわらず、丙は、取扱店に収納事務を委託できるものとする。

(損害賠償責任)

第19条 甲、乙又は丙は、収納事務の履行に際し、他の当事者の本約款違反により損害を受

けた場合、通常かつ直接の損害であり、かつ現実に発生した損害に限り、当該損害の帰責事由を有する他の当事者に対し、損害賠償を請求できるものとする。ただし、請求できる損害賠償の範囲には、天災地変、通信回線の不具合等の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(各当事者の責任範囲)

第20条 本約款に基づく各当事者の責任範囲は次のとおりとする。

2 丙の責任範囲は、次のとおりとする。

- (1) 取扱店における収納の受付けから、乙が収納情報を取得可能な状態とするまでの処理。
- (2) 取扱店における収納金の受領から、乙への振込みまでの処理。

3 乙の責任範囲は、次のとおりとする。

- (1) 丙からの収納情報の取得から、甲が収納情報を取得可能な状態とするまでの処理。
- (2) 丙から乙へ入金された収納金について、甲への振込みまでの処理。

4 甲の責任範囲は、次のとおりとする。

- (1) 納付書の作成及び納付者への送付の処理。
- (2) 乙からの収納情報の取得以降の処理。
- (3) 乙からの入金以降の処理。

(免責)

第21条 前条の規定にかかわらず、甲と納付者との間の債権債務及び納付書の記載事項に関する紛議については、甲が責任をもって処理し、乙及び丙は一切その責任を負わないものとする。

2 丙と納付者との間の支払の有無に関する紛議については、甲及び乙は一切その責任を負わないものとする。

3 甲と納付者との間に弁済の有無に関する紛議がある場合であって、納付者が丙の領収印が押印された領収書等（以下、「押印済み領収書等」という。）を保有する場合であって、甲と丙の間で後続の処理について合意に至らない場合は、領収印の日付において納付者は丙に支払いを行ったものとする。ただし、丙が、領収印が押印されたことにつき、自己の責に帰すべき事由がないことを証明した場合は、この限りでない。

(契約終了後の取扱い)

第22条 甲、乙及び丙は、本契約が終了した場合であっても、甲の納付書により丙において収納された場合は、甲、乙及び丙との間で協議し取扱いを定めるものとする。

2 本契約が終了した場合でも、本約款の第9条、第10条、第19条、第21条、第23条、第24条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第23条 本約款に定めのない事項及び本約款に定めた事項の解釈に関して疑義が生じたとき

は、甲、乙及び丙の三者間で協議するものとする。

(合意管轄)

第24条 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、羽曳野簡易裁判所、大阪地方裁判所堺支部又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(附則)

本「市税等コンビニ決済収納代行業務事務約款」は、令和9年4月1日から適用する。

(別記1)

市税等コンビニ決済収納代行業務における個人情報の取扱いについて

(基本的事項)

第1条 乙及び丙は、本約款に従い収納事務を履行する旨を定めた市税等コンビニ決済収納代行業務に係る契約（以下、「本契約」という。）の履行に際して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の定めによる。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙及び丙は、当該個人情報を他に漏らしてはならない。又、本契約が終了し、若しくは解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙及び丙は、本契約を履行するために個人情報を収集するときは、履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用目的)

第4条 乙及び丙は、当該個人情報を取り扱うに当たっては、本契約の履行及びそのために必要な契約当事者及び当該個人情報の本人の相互間の連絡等をその利用目的とする。

(利用目的による制限)

第5条 乙及び丙は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第6条 乙及び丙は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(利用目的の通知)

第7条 乙及び丙は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(適正管理)

第8条 乙及び丙は、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙及び丙は、甲から引き渡された当該個人情報が記録された資料等（以下、「当該資料等」という。）を、甲の指示又は承諾なしに複写し、又は複製してはならない。ただし、本契約の履行に必要と認められる範囲の複写又は複製はこの限りではない。

(当該資料等の処分等)

第10条 乙及び丙は、当該資料等を本契約が終了したとき又は仕様書に定める保存期間を経過したときは、焼却又は溶解等の確実な方法により廃棄処分するものとする。

(従事者への周知及び監督)

第11条 乙及び丙は、本契約の履行に従事する者（以下、「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、当該個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、当該個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。又は乙及び丙は、当該個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(検査)

第12条 甲は、合理的な理由により必要があると認められるときは、乙及び丙による当該個人情報の取扱状況について、約款の第11条に従い検査することができる。

(苦情処理)

第13条 乙及び丙は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努め、そのために必要な体制の整備に努めなければならない。

(事故報告)

第14条 乙及び丙は、本取扱いに違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、協力して必要な措置を講じるものとする。

(協議事項)

第15条 本取扱いに定めのない事項及び本取扱いに定めた事項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙丙の三者間で協議のうえ定めるものとする。